

〔莊園考〕郷を里と云し證は、東大寺正倉院文書に、大寶二年戸籍を擧て、御野國味蜂間郡春部里、また御野國本竇郡栗栖太里、また御野國加毛郡半布里、山方郡三井田里、肩縣郡肩々里、各務郡中里、またその斷簡、國濃戸主弟古湊兒人波自年廿一、正女、大寶二年籍後嫁出往郡内郡上里戸主君子部波尼多戸々主同族阿佐麿爲妻、また戸主大田部赤麻呂年廿五、正丁、太寶二年籍郡内郡上里戸主大田部伊湊伎戸戸主子、今爲戸主全戸移來、また筑前國島郡川邊里、太寶二年戸籍、また同豊前仲津郡丁里上三毛加自久也里とみえたり、この内に丁里は和名抄にみえねど、筑前島郡川邊里は川邊郷、御野國加毛郡半布里は加茂郡埴生郷、また味蜂間郡春日里は安八郡にて、春日部は後に池田郡に隸られしにや、この郡に春日郷ある是にて亥るべし、また本竇郡栗栖太里は本竇郡栗田郷あるものと聞ゆ、これ孝德より以後、この大寶の頃には、いまだ郷といふ稱なく、後の郷といふをば、此時は里といへりし事を知るべし、常陸風土記に、新治郡云々、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、遣新治國造祖名曰昆奈良珠命、此人罷到卽穿新井今存新治云々、自郡以東五十里在笠間村、また信太郡高來里云々、乘濱里東有浮島村、また行方郡、自郡西北堤賀里云々、從此以北曾尼村云々、男高里、また郡南二十里、香澄里、從此以南十里板來村、また當麻郷こゝに郷とあるは、寫手の後世心を以て里を郷と書るものなるべし云々、相鹿大生里、また香島郡云々、郡南廿里濱里、郡北三十里白鳥里、また那賀郡茨城里云々、片岡之村、久慈郡河内里、靜織里、小田里、また多珂郡道前里飽田村あり、この内新治、高來、乘濱、提賀、曾尼、男高、麻生、香澄、當麻、相鹿大生、濱白鳥、茨城河内、靜織、太田、道前は、和名抄に新治、高來、乘濱、提賀、曾禰、麻生、香澄、當麻、相鹿大生、濱白鳥、茨城河内、倭文、大田、道口の郷これなり、かくあるによりて古への里は郷なり、里の下にある村は、後の里といふものなる事を知るべし、○中略また上野國金井澤村なる神龜三年酉寅二月十九日に建たる碑文に、上野國群馬郡下賛郷高田里とある里は、後の村に當るべきか、其證